

一般社団法人 鯖江市スポーツ協会 賛助会員規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人 鯖江市スポーツ協会(以下「協会」という。)

定款第7条第4項に基づき、賛助会員についての必要な事項を定める。

(会員)

第2条 賛助会員は、協会の目的及び趣旨に賛同し、入会した個人及び法人とする。

2 賛助会員は、協会発行広報誌やスポーツに関する情報の提供を受けることができる。

(会費)

第3条 賛助会員は、次に定める会費を毎年度納入するものとする。

(1) 個人会員 年額 1口 1,000円とし、1口以上

(2) 法人会員 年額 1口 5,000円とし、1口以上

2 前項の規程に定める毎年度とは協会定款第44条に定める期間とする。

3 既に納入した会費はこれを返還しないものとする。

(会費の運用)

第4条 この会費は、協会の基本財産以外の財産とし、市民スポーツの水準の向上と一般市民スポーツの普及、振興に寄与するため、その資金とする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成26年3月1日から施行する。